

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

産婦健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より世田谷区の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

世田谷区では、区民が産後(流産・死産を含む)1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が世田谷区民であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票(EPDS等)を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1(エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS))、アンケート2(赤ちゃんへの気持ち質問票)について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(産婦控)を産婦にお渡しください。

産婦が世田谷区に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」、「産婦健康診査費用の明細書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、世田谷区から確認の御連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票1枚目(医療機関控え)の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

問い合わせ先

※産婦の居住する地域を管轄する総合支所保健福祉センター健康づくり課に御連絡ください

名称	管轄地域	所在地	電話番号	FAX
世田谷総合支所 健康づくり課	池尻 1～3、池尻 4(1～32)、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢 1～2	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2896	03-5432-3074
北沢総合支所 健康づくり課	池尻 4(33～39)、北沢、大原、代沢、羽根木、代田、松原、梅丘、豪徳寺、赤堤、桜上水	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-9667	03-6804-9044
玉川総合支所 健康づくり課	上用賀、用賀、桜新町、玉川台、瀬田、玉川、新町、駒沢 3～5 丁目、駒沢公園、深沢、中町、上野毛、野毛、等々力、尾山台、玉堤、奥沢、玉川田園調布、東玉川	世田谷区等々力 3-4-1	03-3702-1982	03-3705-9203
砧総合支所 健康づくり課	船橋、千歳台、祖師谷、成城、砧、喜多見、大蔵、砧公園、岡本、宇奈根、鎌田	世田谷区成城 6-2-1	03-3483-3166	03-3483-3167
烏山総合支所 健康づくり課	北烏山、南烏山、上北沢、八幡山、粕谷、給田、上祖師谷	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3308-8246	03-3308-3036

【受付時間】 8：30～17：15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※下記ホームページにて、産婦健康診査の実施や償還払いについてご案内していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02244/29565.html>

